

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座

第7回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

4. 国事行為の委任

(4条②)

国事行為を委任する事自体も国事行為に該当するので、内閣の助言と承認が必要となる。

5. 摂政

(5条)

4条①の規程が準用されていることから・・・

「摂政は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。」
と言える

けんちゃんの用語チェック

「適用」と「準用」

「適用」とは特定の法規の規定を「ある人、ある事項、ある事件」など、具体的な対象に対して効力をそのまま働かせる場合に用いられます。

例えば「法律を施行するが、この規定は○月○日から適用する」という場合や、「法律をある罪を犯した人を対象にして適用する」場合などに使われます。

同じような言葉で「準用」という用語があります。

「適用する」は対象の事項に、規定をそのままあてはめる時に使われますが、「準用する」という時は、対象の事項と類似している規定を必要な修正をして、事項にあてはめることをいいます。

第3章 国会

1 国会の地位

〈43条〉

両院の組織上の差異

	衆議院	参議院
任期	4年（解散の場合は任期満了前に終了）	6年（解散による終了なし）
議員定数	480人 （小選挙区300人・比例代表区180人）	242人 （比例代表区96人・選挙区146人）
議員資格	25歳以上	30歳以上
選挙区	小選挙区と比例代表区（11ブロック）	都道府県を選挙区とする大選挙区と比例代表区（全国を1区）

2 国会の組織

1. 衆議院の優越

けんちゃんのまとめ

〈衆議院と参議院の相互の関係〉

① 同時活動の原則

例外：参議院の緊急集会

② 独立活動の原則

例外：両院協議会

③ 衆議院の優越

衆議院だけに認められている権能

- ・ 予算先議権（60条①）
- ・ 内閣信任・不信任決議権（69条）
- ・ 参議院の緊急集会中にとられた措置に対する同意権（54条③）

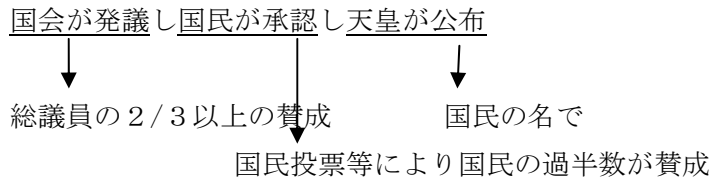
議決等の効力面での優越

- ・ 法律案の再議決（59条②）
- ・ 予算の議決（60条②）
- ・ 条約の承認（61条）
- ・ 内閣総理大臣の指名（67条②）

(1) 法律案の議決、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名

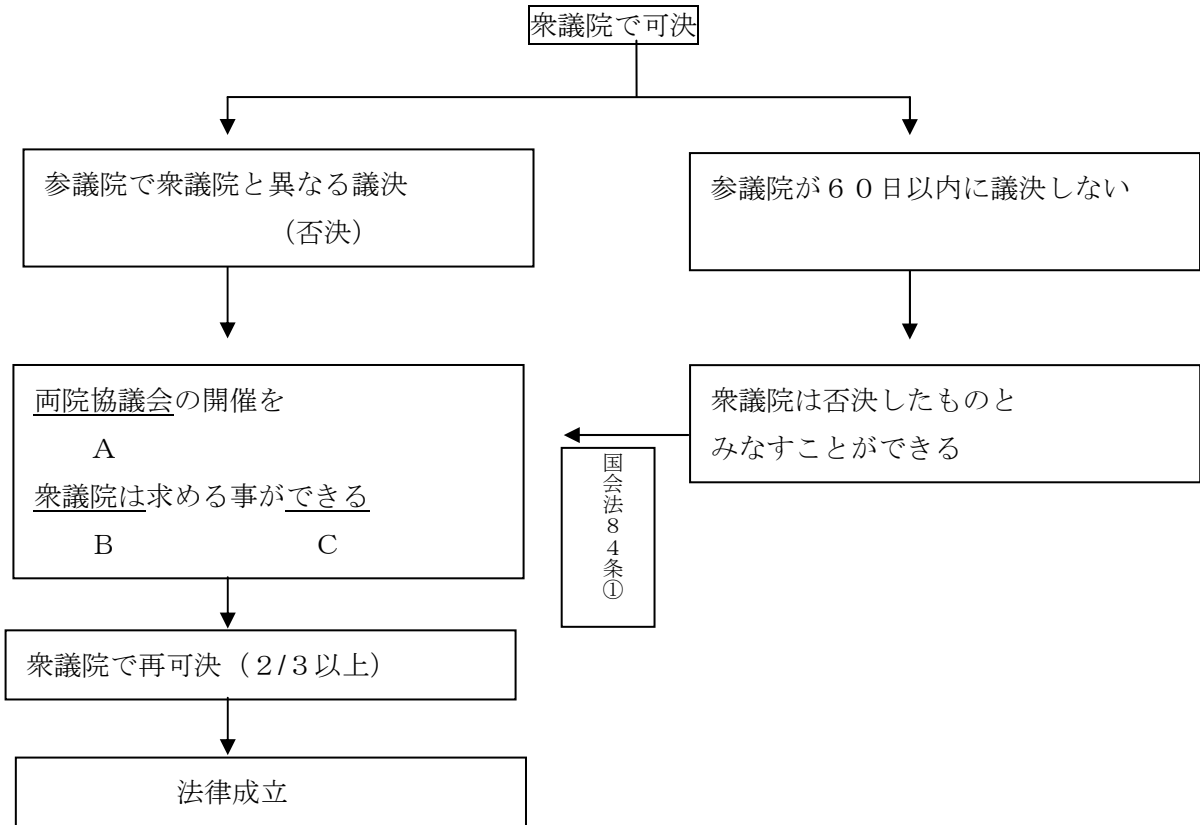
〈59条①〉

- 法律案は、原則・・・両議院で可決した時に法律となる
例外・・・95条
- 両議院で可決した時に法律となる。のであって、
 - ・ 国務大臣が署名し総理大臣が連署した時（74条） や
 - ・ 天皇が公布した時（7条） ではない
- 憲法改正の手続きは、



以上より、憲法改正は法律改正より難しい。こおゆうのを**硬性憲法**って言うんだったよね。

法律案の議決

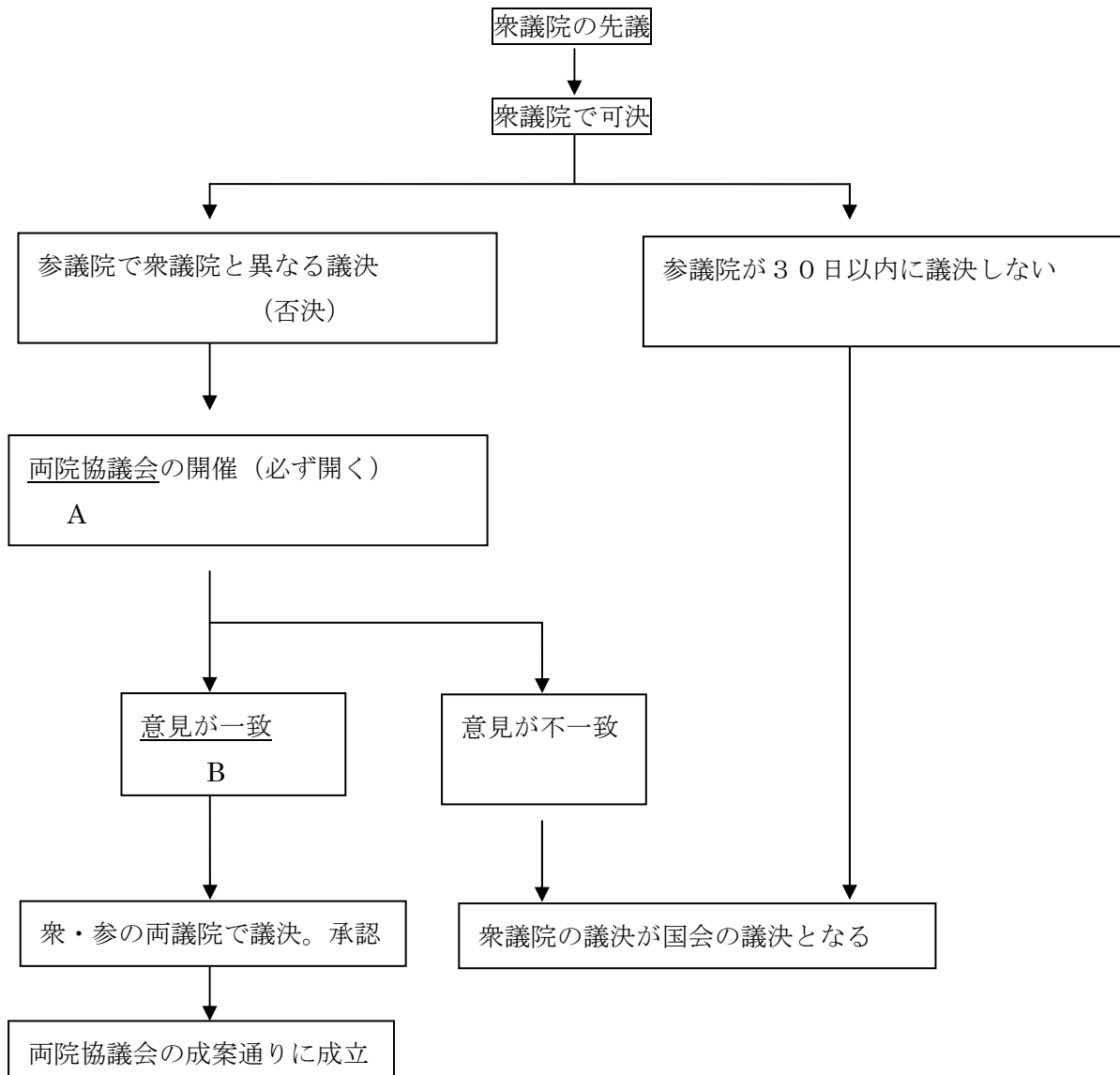


- A 「任意的両院協議会」という。
- B 原則：衆議院が開催を求める事が出来る
例外：参議院先議の法律案を衆議院が修正してその回付案に参議院が同意しなかった時に限り
参議院は両院協議会の開催を求める事が出来る。
但し、衆議院は拒否が出来る（国会法84条②）
- C 「必ず」でない。事に注意してね。（再可決制度があるから）
「予算」「条約」「総理大臣の指名」は必ず開かないといけない（再可決制度がないから）

〈60条〉

- 予算に伴う法律案には衆議院の先議はない

予算の議決

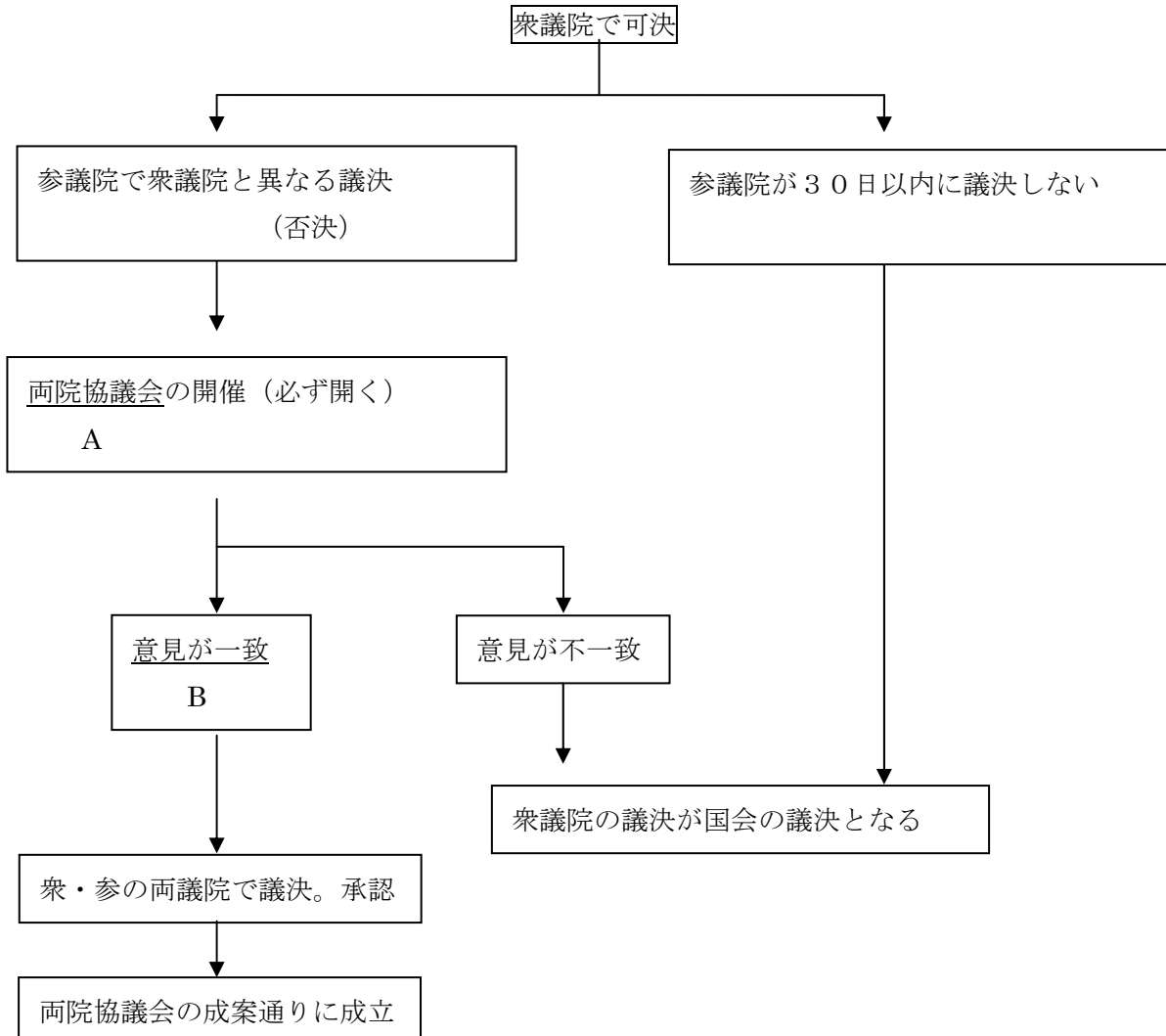


A 「必要的両院協議会」という

B 「両院協議会の成案」という

〈61条〉

条約の承認

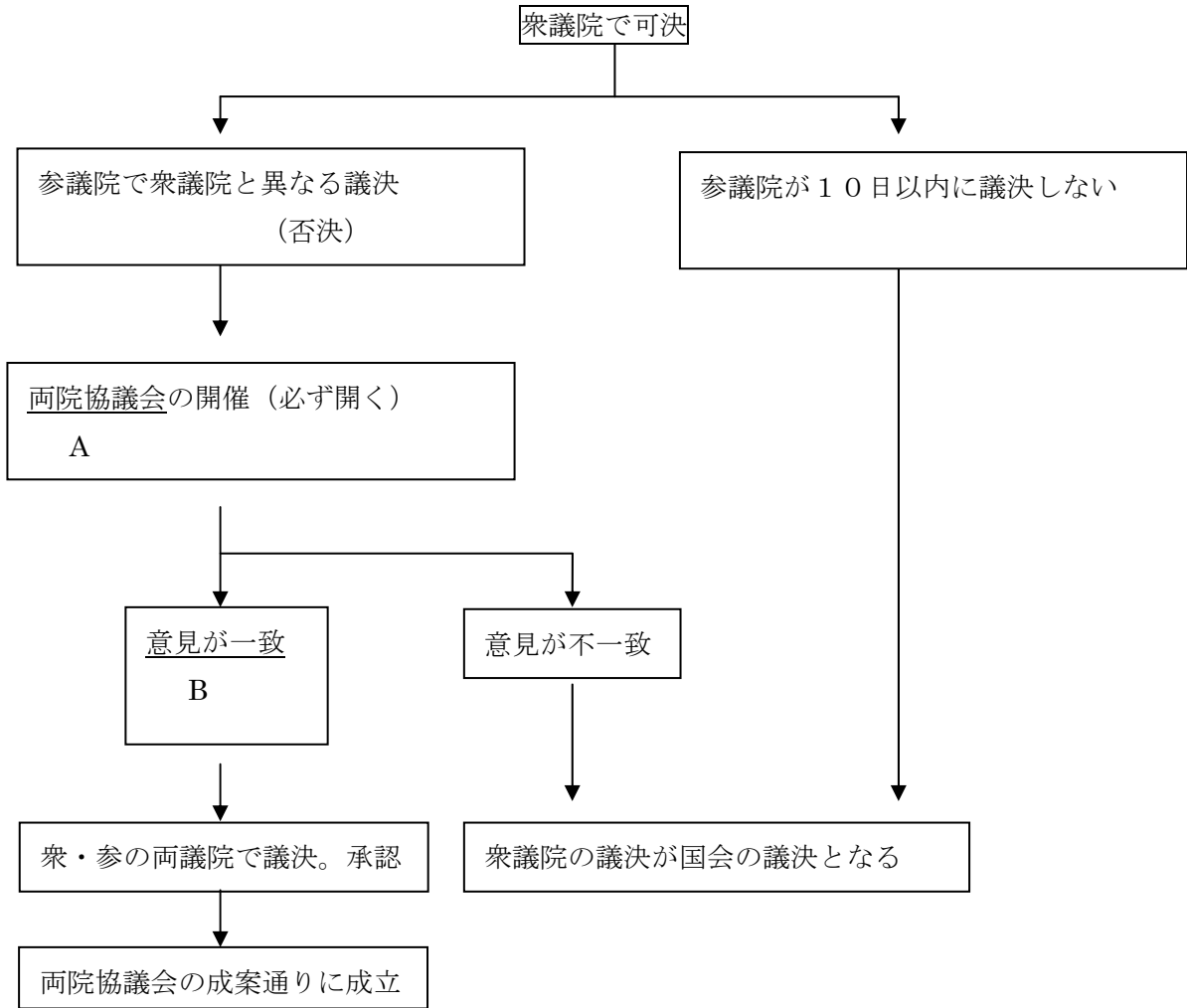


A 「必要的両院協議会」という

B 「両院協議会の成案」という

〈67条〉

内閣総理大臣の指名



A 「必要的両院協議会」という

B 「両院協議会の成案」という

けんちゃんの参考資料

〈両院協議会について〉

- 各議院の各々10人の委員からなる（国会法89条）
- 秘密会で行われる（国会法97条）
- 表決は出席議員の過半数であるが、協議案が両院協議会の成案となるのには出席議員の2/3以上が必要（国会法91条・92条）
- 任意的両院協議会の開催
原則：衆議院が開催を求める事できる。
例外：参議院先議の法律案を衆議院が修正して参議院に回付し、その回付案に参議院が同意しなかった時に限り参議院は両院協議会の開催を求める事ができる。
但し衆議院は拒否もできる（国会法84条②）
- 必要的両院協議会の開催
 - i 予算の議決 ←衆議院の求めにより必ず開催（国会法85条①）
 - ii 条約の承認 ←先議の院の求めにより必ず開催（国会法85条①②）
 - iii 総理大臣の指名←参議院の求めにより必ず開催（国会法86条②）

3. 国会議員の地位

（2）不逮捕特権

〈50条〉

- 不逮捕特権は緊急集会中の参議院議員にも及ぶ
- 国会議員の不逮捕特権

【会期中】

原則：逮捕できない

例外：以下の時はできる

- ①院外における現行犯逮捕
- ②議院の許諾ある場合

【会期前】

原則：逮捕できる

例外：議院の要求あったら会期中は釈放

（3）免責特権

〈51条〉

- 私語や野次については責任が及ぶ
- 責任を問われなくても、所属政党からの制裁を受ける事はありえる。

けんちゃんの参考判例

(最判 H9. 9. 9)

事案

衆議院の委員会で国会議員の質問によって名誉を棄損された病院長がその後自殺したため、その妻がその国会議員に対して民法の不法行為に基づく損害賠償請求、国に対して国家賠償法に基づき損害賠償請求をした

判旨

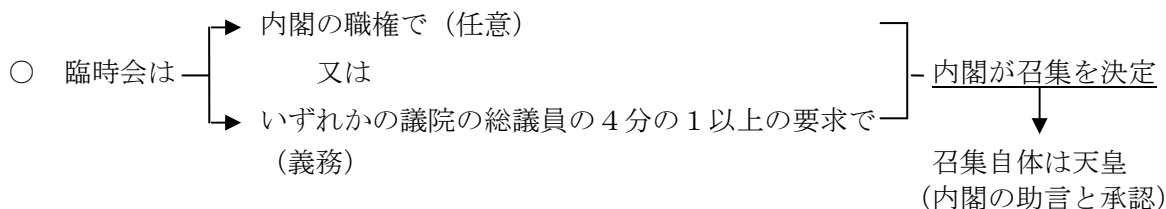
- (1) 国会議員に対して
国会議員として職務上なされたことが明らかであるから、仮に違法であるとしても国会議員個人は責任を負わない
- (2) 国に対して
国の損害賠償責任が肯定されるためには、その国会議員が①職務と無関係に違法または不当な目的をもって事実を適示した場合、②あえて虚偽の事実を適示して国民の名誉を棄損した場合など、国会議員に付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認められる特別の事情を必要とする

3 国会の活動

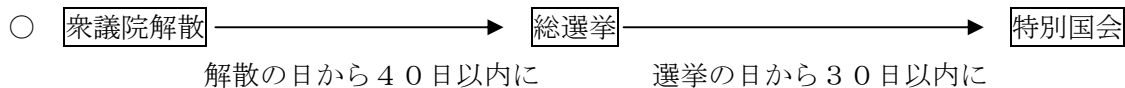
1. 会期

- 原則：会期不継続の原則
例外：常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もなお、これを審査することができる。(継続審議という) (国会法 47 条②)

〈53条〉



〈54条①〉



- 特別国会は、内閣が衆議院の解散権を行使し総選挙が行われた時に開かれるもので、衆議院の任期満了に伴う総選挙には開かれない。
衆議院の任期満了に伴う総選挙後に開かれるのは臨時国会
- 特別国会に関して、参議院には定めなし
- 衆議院議員全員が職を失う時には2種類ある
 - i 内閣が衆議院を解散させた時
 - ii 衆議院議員の任期満了 (4年：45条)

2. 緊急集会

〈54条②〉

- 原則：同時活動の原則
例外：参議院の緊急集会
- 緊急集会を開く権能あるのは、内閣のみ（議員からは求められない）
- 緊急集会で審議される内容は「緊急の必要のある案件」である。
よって、緊急の必要さえあれば「予算」「法律」に関しても審議・議決はできる。

〈54条③〉

- 「同意がない場合に効力を失う」のであって
「同意を得た時に効力が発生する」のではない
- 効力を失うとは、「その時から将来に向かって効力を失う」のであり
「決定した日まで遡って効力を失う」のではない

けんちゃんの参考資料

【任期満了後の総選挙における緊急事態】

衆議院議員の任期満了による総選挙の場合は、通常は任期満了前30日以内に行われるため（公職選挙法31条1項）、選挙期間中でも衆議院議員の身分を失わないので、緊急集会の問題は生じない。しかし、任期満了前の選挙期間が国会閉会後から24日取れない場合は、例外的に国会閉会の日から24日以後30日以内とした上で衆議院議員の任期満了後に総選挙が行われる可能性もある（公職選挙法31条2項）。そのため、解散後の総選挙の場合と同様に衆議院議員が不存在となる。しかし、憲法54条は、緊急集会を衆議院が解散された場合としていることから、任期満了後から衆議院議員が選出されるまでの間に衆議院議員が存在しない状況において国に緊急の必要がある事態が発生しても、緊急集会を開くことができないとされる。ただし明確に緊急集会を禁止する規定が存在するわけではない。

（公職選挙法31条）

- 1 衆議院議員の任期満了に関する総選挙は、議員の任期が終る日の前30日以内に行う。
- 2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から23日以内にかかる場合においては、その総選挙は、国会閉会の日から24日以後30日以内に行う。
- 3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から40日以内に行う。
- 4 総選挙の期日は、少なくとも12日前に公示しなければならない。
- 5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に関する総選挙の公示は、その効力を失う。